

岡山市立図書館電算システム  
構築・運用保守等包括外部委託に係る  
技術提案書作成要領

令和 6 年 5 月

岡 山 市

この要領は、「岡山市立図書館電算システム構築・運用保守等包括外部委託に係る入札説明書」(以下「入札説明書」という。)に定めるもののほか、技術提案書の作成について必要な事項を定めるものとする。

## 1. 技術提案書

技術提案書の構成は以下のとおりとする。

(1) 技術提案書表紙・目次

(2) 技術提案書

①技術提案書(技術提案記載項目分)

- ・技術提案書(技術提案記載項目分)とは、技術提案記載項目一覧表(資料3)の各評価項目に対する提案内容を記述した提案記入シート(様式1)及び添付資料をいう。

②技術提案書(機能要件分)

- ・技術提案書(機能要件分)とは、機能要件回答シート(様式2)に、対応の区分や提案内容(前提条件、カスタマイズ内容等)を記述したもの及び添付資料をいう。

## 2. 全般的な留意事項

技術提案書作成に当たっての全般的な留意事項は以下のとおりとする。

- (1) 仕様書に記載している要件を満たさない技術提案書の提出があった場合は、当該提案書の適正な評価ができないため当該提案書を提出した者の入札は無効とするので十分に留意すること。
- (2) 提案内容は、提案のポイントを箇条書きにするなど簡潔かつ分かりやすい表現で記述すること。
- (3) 専門用語や略語を使用する場合には、初出の箇所に一般用語を用いて定義を記述すること。また、必要に応じて注釈を付記すること。

## 3. 技術提案書記述上の留意事項

技術提案書の記述に当たっては、以下の共通事項及び個別事項に留意すること。

(1) 共通事項

①技術提案書はすべて日本語で表記すること。

②様式

- ・技術提案書(技術提案記載項目分) 提案記入シート(様式1)のとおり
- ・技術提案書(機能要件分) 機能要件回答シート(様式2)のとおり
- ・添付する資料はA4版縦形式又は横形式とし、A3版(縦型・横型)折り込みも可とする。

- ・技術提案書については、すべて MS-Office で作成するものとし、本市が使用している MS-Office2016 で閲覧・印刷等が可能なものとする。

③本文で使用する文字のフォントは図面や表を除き 10.5 ポイント以上とする。

#### ④編冊

- ・技術提案書は、表紙、目次、技術提案書（技術提案記載項目分）、技術提案書（機能要件分）の順序で編冊すること。
- ・ページは表紙及び目次を除き技術提案書全体を通した連番とすること。
- ・技術提案書は、表紙に表題として「岡山市立図書館電算システム構築・運用保守等包括外部委託提案書」と記述し、正本（1部）については入札者名（以下「会社名」という。）・提案書に関する担当部門名・責任者名を記述するとともに、あらかじめ本市に届け出た印鑑を押印すること。（副本の表紙は表題のみを記述すること。）

#### ⑤提出部数

- ・技術提案書は、紙媒体 11部（正本 1部・副本 10部）、電子媒体（CD-ROM又はDVD-ROM）2部を提出するものとする。なお、提出期限、提出先、提出方法については、入札説明書のとおりとする。

### （2）個別事項

#### ①技術提案書（技術提案記載項目分）

- ・正本は、提案記入シートの「提案事業者名」欄に会社名を記入し、提案内容については会社名又は会社名を類推できる表現であっても記述すること。
- ・副本は、提案記入シートの「提案事業者名」欄を空白とし、提案内容についても会社名又は会社名を類推できる表現を使わないこと。
- ・記載内容の要点を「要点」欄に簡潔に記入すること。（要点は3つ以内とする。）
- ・提案記入シートは、技術提案書記載項目一覧表の「技術提案記載項目」のすべての項目について、1項目につき1ページ以内で作成すること。
- ・各項目に関して、独自の提案事項等があれば、それとわかるように記載すること。
- ・提案記入シートに記述した内容の補足として図表等の添付資料がある場合は、当該記入シートの次のページに挿入しページを付けること。（添付資料は各項目10ページ以内とする。）なお、添付した図表等のページが分かるように、当該提案記入シートの該当箇所に「〇〇ページ参照」と記述すること。
- ・ページは提案書全体を通した連番とする。

#### ②技術提案書（機能要件分）

- ・正本は、機能要件一覧表の「提案企業名欄」に会社名を記入し、提案内容については会社名又は会社名を類推できる表現であっても記述すること。
- ・副本は、機能要件一覧表の「提案企業名欄」を空白とし、提案内容についても会社名又は会社名を類推できる表現を使わないこと。
- ・個々の機能要件について、「機能要件回答シート」に従って、以下のとおりに記載し、

提案書の最後に添付して提出すること。

- ・記載内容を補足するために必要な図面や表，サンプル，画面例，参考例等があれば併せて，「機能要件回答シート」の後に添付すること。

#### 1. 「対応」欄

重要度が「必須」の項目

- (ア) パッケージによる対応→「◎」
- (イ) カスタマイズによる対応→「○」
- (ウ) パッケージによる代替案対応→「△」
- (エ) 対応不可→「×」

重要度が「任意」の項目

- (ア) パッケージによる対応→「◎」
- (イ) カスタマイズによる対応→「○」
- (ウ) パッケージによる代替案対応→「△」
- (エ) 対応不可→「×」

#### 2. 「記載箇所」欄

添付資料や提案書に，記載内容を補足する箇所があれば，その記載箇所のページや行を明記すること。

#### 3. 「内容・運用方法」欄

- (ア) 個々の項目において，実際の内容，実現方法，運用方法，代替案の内容等をわかりやすく，具体的に記載すること。記載内容を補足するために必要な図面や表，サンプル，画面例，参考例を用いる場合は添付資料として提出し，その記載箇所を，上記2に明記すること。また，複数の項目にわたる要件に対して，その内容や運用方法を一括で記載することも認める。その場合は，該当する項目番号等を明記し，それぞれが具体的にどの様に実現されるのかを記載すること。
- (イ) 各機能に関して，独自の特徴，仕様書に無い提案事項等があれば記載すること。
- (ウ) 利用者の利便性，システムのパフォーマンス（応答時間等）について，適宜記載すること。
- (エ) 設定変更等については，職員が行うのか，保守作業なのかを記載すること。  
また，任意項目の場合，保守作業が有償である場合はその旨明記すること。
- (オ) 制限事項があればその旨記載すること。
- (カ) 運用方法等の前提条件や制限事項等が本市の認識と一致しているかどうかを含めて評価するので，全ての項目について「内容・運用方法欄」に補足説明を必ず記入するものとする。
- (キ) 補足説明の前提条件や制限事項等については，業務効率性・正確性・付帯

効果（ペーパーレス等）を総合的に勘案して評価するので、より具体的に記入するものとする。

#### 4. 技術提案書等に関する質問について

技術提案書等に関する質問については、本調達に係る公告（「4 入札手続等」）のとおりとする。

#### 5. 入札の無効に関する事項

岡山市委託等一般競争入札実施要綱第11条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 同一入札事項について同一人が2つ以上の技術提案書を提出した入札
- (2) 郵送（一般書留郵便若しくは簡易書留郵便、又はセキュリティサービスを付したゆうパック）又は託送（配達記録が残る方法に限る。）以外の方法で技術提案書を提出した入札
- (3) 技術提案書在中送付物に指定シールを貼付せず技術提案書を送付した入札
- (4) 技術提案書が受付期限までに到着していない入札
- (5) 技術提案書在中送付物に差出人名が記載されていない入札
- (6) 提出期限までに技術提案書在中送付物に同封を求める資料の全部又は一部を提出しない者がした入札
- (7) 提出された技術提案書の全部又は一部に記載漏れがあり、適正な評価ができない入札
- (8) 提出された技術提案書に虚偽の記載をした者がした入札
- (9) 提出された技術提案書の内容が不適切（入札公告で示された仕様書等の要件を満たしていない等）で、確実な施行が困難と認められる場合その他適正な評価ができない技術提案書を提出した者がした入札
- (10) 提出された技術提案書の評価項目（技術提案記載項目及び機能要件項目）を評価した結果、評価点が「0点」の評価項目がひとつ以上ある入札（ただし、機能要件の任意部分を除く）

#### 6. 提案内容の担保

- (1) 契約の締結に当たり、落札者が技術提案書において提案した内容については、本市の判断で、仕様書の一部とすることができる。
- (2) 前項の規定により仕様書の一部となった提案内容と実際の内容とに著しい差異があるときには、落札者負担による追加開発、契約金額の減額、損害賠償の請求又は契約解除の措置を行うことができるものとする。

#### 7. その他留意事項

- (1) 本市からの提供資料の取り扱い

- ・技術提案書の作成に当たり入手した本市独自の情報及び個人情報については、情報漏えい・不正使用等の事故が発生しないように厳重に管理すること。

(2) 技術提案書について

- ①技術提案書の作成に要するすべての費用は提案者の負担とする。
- ②提出された技術提案書を受理した後は、提案者による加除・修正は認めない。
- ③技術提案書について、岡山市情報公開条例(平成12年市条例第33号)の規定に基づき開示請求があった場合は、開示することにより当該提案書の提出法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示する場合がある。
- ④提出された技術提案書は受託事業者選定の用務にのみ使用し、当該用務終了後は本市において適正に処分するものとする。